

松本市告示第417号

「三ガク都」ロゴの使用に関する要綱を次のように定める。

令和8年7月31日

松本市長 臥雲 義尚

「三ガク都」ロゴの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市の地域特性を表す「三ガク都（岳・楽・学）」の魅力を内外に発信することを目的に、「三ガク都」のロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 ロゴは、次のとおりとする。

(横向きでの使用)



(縦向きでの使用)



(ロゴに関する権限)

第3条 ロゴに関する全ての権利は、松本市に帰属するものとする。

(使用申請)

第4条 ロゴを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「三ガク都」ロゴ使用申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(使用の中止等)

第5条 市長は、使用者によるロゴの使用が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあることが明らかであると認めるときは、当該使用を差し止め、又は中止させることができる。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、市長はその責を負わない。

- (1) 松本市の品位を傷つけるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (4) 市民、観光客等に誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用状況等の調査)

第7条 市長は、ロゴの適正な活用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、使用状況について報告を求めることができる。

(使用者の責務)

第8条 ロゴが表示されたものに関する事故又は苦情が発生した場合における一切の責任は使用者が負うものとし、当該使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

「三ガク都」ロゴ使用申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職・氏名

「三ガク都」ロゴを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用物の具体的内容（商品名等）

3 使用方法

4 販売・非売の別

☐ 販売 ☐ 非売

5 使用期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 担当者名及び連絡先

(1) 担当者名：

(2) 電話番号：

(3) メールアドレス：